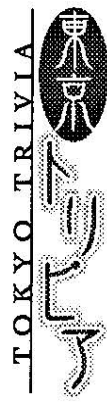


符丁: トリビア / 仮見出し: はこ
外部体裁のサイズ: 59.00 [字] × 23 [行]
縮小率: 100.00% ユーザーID: A2931830134T

憲法守る平和条例は…

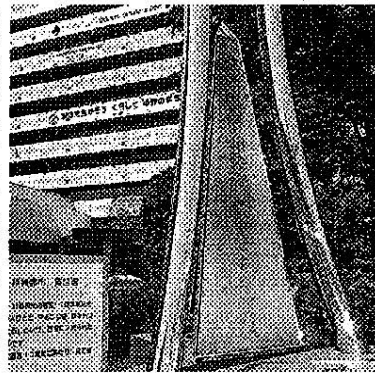


地方自治体が平和行政を継続して進める「平和条例」が一九九〇年代、各地に誕生した。先駆けとなったのは中野区だ。区民約一万二千人の陳情を受けて制定された。

「憲法を生かそう くらしに中野のまちに」。大書した横断幕が区庁舎の正面に掲げられている。強風の日に取り外すと「区民から『何でないのか』と電話がくる」と区の平和担当者は明かす。

四五年五月の空襲で四百十八人が死亡し、約二万戸が全焼した。区民の平和意識は強く、八〇年代の西欧の反核運動拡大と

中野区役所には「憲法擁護・非核都市」の宣言塔、庁舎には「憲法を生かそう」の横断幕がかかる



歩調を合わせ、反戦を訴える革新区長も生んだ。区は八二年に憲法擁護・非核都市を宣言。九〇年に全国初の総合的な平和行政の基本に関する条例を施行した。

条例に基づき平和基金を設置し、平和のつどいを開き、戦災

中野区から始まった

記録写真展、平和資料展示室などを運営する。同様の条例は、三鷹市(九二年)、神奈川県藤沢市、千葉県佐倉市(九五年)にもできた。

ただ、広がりには限定的だった。著書「自治体の平和力」がある池尾靖志・立命館大非常勤講師は「安全保障は国の専管事項とする考えや、財政難から多くの地方自治体が条例に踏み込めずにいる」と説明する。

安倍政権では、集団的自衛権をめぐる憲法解釈の変更など、平和憲法を揺るがす動きが続く。池尾さんは「今こそ、地方自治体が平和創造の主体となり、憲法を尊重する住民の声を政府に発信する時期に来ている」と訴える。(沢田一朗)

90
80
70
60
50
40
30
20
10
00

00 10 20 30 40 50 |